平成２５年（フ）第７６号
愛知県豊橋市東田町字斉兵９番地　201、従前の住所愛知県豊橋市向山大池町１番地の11
破産者　深谷　妙子
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５９０号
鹿児島県鹿児島市桜島武町289番地
破産者　山下　健一
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第８３６号
名古屋市西区赤城町113　フジパークハイツＢ―301
破産者　山崎　知己
1　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
2　一般調査期日　平成26年２月３日午後３時
平成25年12月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２号
千葉県船橋市東船橋１－８－１―2010、住民票上の住所兵庫県姫路市東雲町２丁目11番地４　パレ・ロワイヤル東雲801
破産者　中塚　永敏
1　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
2　一般調査期日　平成26年２月28日午前11時
平成25年11月29日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４３５号
広島市南区宇品海岸１丁目10番23―301号
破産者　坂田常由樹（旧姓玉井）
1　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
2　一般調査期日　平成26年１月31日午後４時30分
平成25年11月29日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８５号
堺市西区草部303番地14、303番地15
破産者　京谷　正夫
1　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
2　一般調査期日　平成26年１月27日午後２時
平成25年11月29日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
京都府亀岡市三宅町30―２、破産手続開始決定時の住所京都府亀岡市千代川町今津３丁目16番７号
破産者　入江　広作
1　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
2　一般調査期日　平成26年３月25日午前10時
平成25年11月26日
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
京都府京丹後市峰山町泉15番地
破産者　峰山酒造有限会社
1　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
2　一般調査期日　平成26年５月13日午後１時30分
平成25年12月２日　京都地方裁判所宮津支部

破産債権の特別調査期間

平成２５年（フ）第１４号
宮崎県都城市牟田町７街区７号
破産者　株式会社南九州トラベルセンター
特別調査期間　平成25年12月27日から平成26年１月10日まで
平成25年12月２日　宮崎地方裁判所都城支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１８７６号
福岡県筑紫野市美しが丘南１丁目１番２号
破産者　有限会社タルミ
異議申述期間　平成26年１月27日まで
平成25年11月28日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第８号
新潟市東区津島屋７丁目30番地
清算株式会社　株式会社三都
代表清算人　髙橋　敏昭
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所第１民事部

平成２５年（ヒ）第１００４号
福岡県大野城市仲畑１丁目６番１号
清算株式会社　株式会社ヤマト
代表清算人　古舘　雅治
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

更生手続終結

平成２４年（ミ）第１９・２０号
東京都港区高輪２丁目15番21号
更生会社　ワシ興産株式会社
福井市宝永４丁目３番１号三井生命福井ビル８階
更生会社　ワシマイヤー株式会社
管財人　新保　克芳
同　森山　明
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第２１号
福井県鯖江市下河端町47号26番地
更生会社　株式会社アサヒオプティカル
管財人　新保　克芳
1　決定年月日　平成25年11月29日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

船舶所有者等責任制限手続終結

平成２４年（船）第１号
函館市浅野町５番23号
申立人　北海道海運株式会社
主文　本件責任制限手続を終結する。
平成25年11月27日　函館地方裁判所民事部

監督命令

平成２５年（再）第４号
石川県白山市倉部町2015番地
再生債務者　株式会社フレシス
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　金沢市大手町７―34　木梨・長原法律事務所　弁護士　長原　悟
平成25年11月29日　金沢地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
山形県天童市中里６丁目５番34号
再生債務者　岸　裕一
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後２時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年２月19日から平成26年３月５日まで
山形地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１０号
香川県仲多度郡まんのう町吉野下1416番地６
再生債務者　鈴木　茂
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月27日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月10日から平成26年１月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（再イ）第１００号
京都市右京区嵯峨野千代ノ道町37番地の76
再生債務者　大槻　晃
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月９日から平成26年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係